

光ファイバ未整備エリアにおける整備促進に向けた働きかけについて

総務省中国総合通信局
情報通信部情報通信振興課

令和7年2月5日

光ファイバ未整備エリアにおける整備促進について

～高度無線環境整備推進事業の活用ご検討のお願い～

1

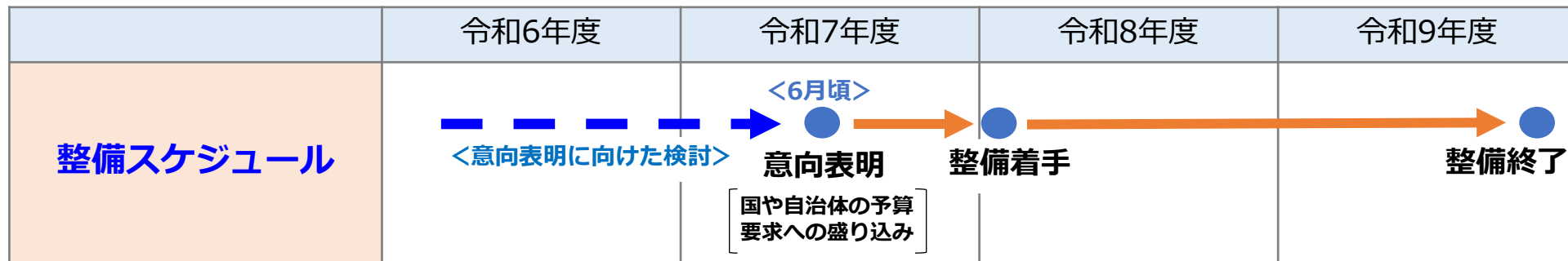
- **令和9年度末までに光ファイバ世帯カバー率99.9%**とする「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（令和5年4月25日改訂 総務省）」^{（※1）}の目標を達成するため、総務省は、**条件不利地域の光ファイバ整備に対する補助事業**^{（※2）}を実施中。
- 特に、離島における整備促進のため、**令和6年度より補助率を拡充（2/3⇒4/5）**したところ。
- 一方、目標時期の令和9年度末に向けて、未整備地域を有する自治体は全国で残り約 220 と絞られてきた状況。当該補助事業の活用実績が近年減少していることに伴い、予算規模は今後減少していく見込み。
- このため、確実に支援を行えるよう予算を要求していく観点から、自治体における事業活用の意向を早急に把握することが必要。

※1：デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）（令和5年12月26日閣議決定）に基づくもの

※2：高度無線環境整備推進事業



例えば、海底ケーブル敷設の場合であれば、工期を2年とすると
令和8年度予算の活用が最終機会。



このためには、

事業活用の意向表明に向けた検討を早急に行っていただき、
令和7年度夏頃までに事業活用の意向を表明いただくことが必要。

- 光ファイバの整備促進のため、総務省では、補助事業（高度無線環境整備推進事業）を実施。
- 同事業では、5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
エ 負担割合：

令和6年度補正予算額:19.3億円
 令和7年度予算額(案):情報通信インフラ整備加速化パッケージの内数 39.9億円

（自治体が整備する場合）

【離島】 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）

国 (※1) (※3) 4 / 5	自治体 1 / 5
----------------------	--------------

【その他の条件不利地域】

国 (※1) (※2) (※3) 1 / 2	自治体 1 / 2
---------------------------	--------------

(※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ
 【現行上乗せなし（拡充）】

(※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4（離島）、1/2（その他の条件不利地域）
 【補助メニューの追加】

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

国 (※1) (※4) (※5) 4 / 5	3セク・民間 1 / 5
---------------------------	-----------------

【その他の条件不利地域】

国 (※1) (※6) 3 / 4 【1/3から拡充】	3セク・民間 1 / 4
--------------------------------	-----------------

(※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4
 【現行2/3（拡充）】

(※5) 海底ケーブルの敷設を伴い、かつ高度化を伴う更新を行う場合、3/4
 海底ケーブルの敷設を伴わず、かつ高度化を伴う更新を行う場合、2/3
 【現行1/2（離島）（拡充）】

(※6) 高度化を伴う更新を行う場合、2/3
 【現行1/3（拡充）】

※ 令和6年度（令和5年度補正）から、離島における補助率を2/3⇒4/5に拡充中。

【イメージ図】

